

上牧町障がい者計画 及び第5期障がい福祉計画

概要版

2018年(平成30年)3月

上 牧 町

計画の策定について

●●計画策定の趣旨●●

2018年度(平成30年度)に、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正が予定され、障がいのある人が自ら望む地域生活を送ることができるように、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等に取り組む必要があります。

このような法改正や障がいのある人の新たなニーズに対応し、本町における障がい者福祉施策全般の一層の充実を図るため、新たに分野別施策の方向性を定めた「上牧町障がい者計画及び第5期障がい福祉計画」(「本計画」という。)を策定するものです。(本編1頁)

●●本計画の対象●●

本計画は、身体障がい者手帳、療育手帳(知的障がい者や子ども)、精神障がい者保健福祉手帳所持者だけでなく、難病患者、療育の必要な児童、発達障がい者、高次脳機能障がい者や自立支援医療制度の適用を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人を対象とします。(本編4頁)



●●計画の期間●●

障がい者計画は、2018年度(平成30年度)から2023年度までの6年間とします。

また、第5期障がい福祉計画は、2018年度(平成30年度)から2020年度までの3年間とします。

ただし、国の法制度の改正をはじめ、社会情勢やニーズの変化、計画の進行状況等により、必要に応じ見直しを行うこととします。(本編6頁)

●●基本理念と基本目標●●

基本理念
誰もがお互いに支え合う地域社会

基本目標
共生社会の実現

(本編30頁)

●●基本的視点●●

本計画の推進にあたっては、次にあげる基本的視点に立って、庁内関係各課及び庁外関係機関・団体等との連携と協働のもと取り組んでいくこととします。(本編31頁)

【計画推進にあたっての基本的視点】

- (1) 権利擁護の推進と障がいに対する理解や配慮の促進
- (2) 社会のバリアフリー化の促進
- (3) 障がい者がその人らしい生活を送り社会参加を促すための支援
- (4) 障がい者の意思決定への支援

●●施策の体系●●

基本理念	基本目標	基本的視点	推進施策	施策の方向
誰もがお互いに支え合う地域社会	共生社会の実現	○権利擁護の推進と障がいに対する理解や配慮の促進	1 地域での自立生活への支援	(1) 相談機能・情報へのアクセスのしやすさの向上
				(2) 多様なニーズに対応する障がい福祉サービス等の充実
				(3) 障がいのある子どもやその家族に対する支援の推進
			2 障がいに対する理解促進及び権利擁護等の推進	(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進
				(2) 障がい者虐待の防止・権利擁護の推進
				(3) 障がい者虐待の防止・権利擁護の推進
		○社会のバリアフリー化の促進	3 心身の健康保持・増進	(1) 健康の保持・増進
				(2) 保健・医療サービスの充実
		○障がい者がその人らしい生活を送り社会参加を促すための支援	4 経済的自立に向けた就労支援の推進	(1) 障がいのある人の雇用に対する企業等の理解の促進
				(2) 障がいのある人の就労機会や場の拡大
			5 障がいのある人の能力を高める教育・社会参加の推進	(1) 教育・保育環境の充実
				(2) 発達障がい児に対する支援の充実
○障がい者の意思決定への支援	6 安全・安心に暮らせる生活環境の推進	(3) スポーツ、レクリエーション及び文化・芸術活動の推進		
		(4) 生涯学習の推進		
		(1) 住まいや建物・歩行空間等の環境の向上		
		(2) 移動しやすい環境の整備		
				(3) 防災、防犯対策の推進
				(4) 消費者被害の防止

(本編32・33頁)



障がい者計画

推進施策1 地域での自立生活への支援

- ◆障がい者が、できるだけ住み慣れた地域で生活できるように、障がい者の日々の生活を支援するとともに、介護者の負担軽減を図る取組みが重要です。また、情報・コミュニケーション面でのバリアフリー化、情報利用におけるアクセシビリティの向上が求められています。そのため、障害者総合支援法による自立支援給付、地域生活支援事業の提供体制の充実をはじめ、西和7町障害者等支援協議会による相談支援機能の充実のほか、福祉サービスや社会参加などに関する情報へのアクセスのしやすさなど、障がい者の地域生活を支える社会環境の充実に努めます。
- ◆地域の様々な社会資源を活用し、質・量ともに十分なサービス提供体制の充実に努め、障がい者一人ひとりの「生活の質（QOL）」の向上を図ります。

〔1〕 相談機能・情報へのアクセスのしやすさの向上

- ◇相談支援体制の強化
- ◇行政情報の提供体制の充実
- ◇情報通信技術（ICT）機器の利用促進
- ◇福祉に関する情報提供の充実
- ◇手話通訳者等の派遣の推進

〔2〕 多様なニーズに対応する障がい福祉サービス等の充実

- ◇障がい福祉サービス提供体制の充実
- ◇地域生活支援事業の充実
- ◇年金制度や各種手当等の周知

〔3〕 障がいのある子どもやその家族に対する支援の推進

- ◇障がいのある児童の発達支援体制の推進
- ◇療育相談等の充実



（本編34～36頁）

推進施策2 障がいに対する理解促進及び権利擁護等の推進

- ◆障がいに対する理解が一層進み、障がい者が地域で安全・安心に暮らし、また、障がいの有無に関係なく、地域とともに生きる「共生」の理念を一層浸透させていく取組みが重要です。
- ◆家庭や地域、学校、職域などあらゆる場において、すべての世代の住民がそれぞれの個性を互いに尊重しあい、障がいに対する正しい理解を深めることができるように、地域住民、行政、障がい者団体や関係機関等、様々な主体の連携・協働のもと、多様な機会や場を通じて、広報・啓発活動を推進していきます。
- ◆障がい者の基本的人権を守るため、権利擁護に努めるとともに、障がい者への虐待防止に向けた取組みを引き続き推進します。

〔1〕 障がいを理由とする差別の解消の推進

- ◇町広報紙・ホームページ等による啓発活動の実施
- ◇障がい者週間等での啓発活動の実施
- ◇保育所・幼稚園、小中学校における交流教育等の推進
- ◇ボランティア活動の推進
- ◇役場職員・サービス提供事業者に対する障がい者理解の促進

〔2〕 障がい者虐待の防止・権利擁護の推進

- ◇障がい者虐待防止対策の推進
- ◇権利擁護の推進

（本編37～39頁）

推進施策3 心身の健康保持・増進

- ◆障がいなどの予防と早期発見・治療、リハビリテーション、療育は、健やかな暮らしを支えるために重要な取り組みです。
- ◆障がいの原因のひとつとなる疾病等の予防やその早期発見・治療、療育を図るとともに、障がい者の心身の健康の保持・増進のため、関係機関との密接な連携のもと、心身の状況やライフステージに応じた保健・医療・リハビリテーションの充実に努めます。

〔1〕健康の保持・増進

- ◇障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見・早期対応
- ◇障がいの原因となる疾病等についての普及・啓発の推進

〔2〕保健・医療サービスの充実

- ◇障がい者に対する保健・医療サービスの提供
- ◇障がい者が安心して受診できる医療サービスの提供
- ◇精神保健対策の推進

(本編40～42頁)



推進施策4 経済的自立に向けた就労支援の推進

- ◆障がい者が地域でいきいきと働いたり、多様な場に社会参加し活躍できる環境が身近にあることは、障がい者が主体的に生きがいのある生活を送ることにとって大変重要です。
- ◆奈良障害者職業センターやハローワーク(公共職業安定所)、なら西和障害者就業・生活支援センター(ライク)等と連携を図り、公的機関や民間事業所における雇用を促進するなど、障がい者の就業の拡大に向けた支援に努めます。

〔1〕障がいのある人の雇用に対する企業等の理解の促進

- ◇事業主に対する啓発活動の推進
- ◇障がい者への情報提供の推進
- ◇職場定着に向けた支援

〔2〕障がいのある人の就労機会や場の拡大

- ◇障がい者雇用の促進
- ◇就労に対する相談体制の充実
- ◇行政の福祉化の推進
- ◇就労訓練の場の充実による雇用・就労の促進

(本編43・44頁)

推進施策5 障がいのある人の能力を高める教育・社会参加の推進

- ◆地域の保育所や幼稚園、小中学校、特別支援学校が互いに連携し、ともに学ぶ場を充実し、障がいの状況等に応じて、一人ひとりの個性や可能性とともに伸ばす教育の推進を図ります。
- ◆外出やコミュニケーションへの支援などを通じて、スポーツ・文化・レクリエーション活動などの幅広い活動に、障がい者が参加できるように条件整備を行い、障がい者一人ひとりの個性や能力を最大限に発揮できる環境づくりに努めます。

〔1〕教育・保育環境の充実

- ◇相談支援体制の充実
- ◇教育支援体制の充実
- ◇地域との交流や家庭への支援
- ◇施設等のバリアフリー化の促進

〔2〕発達障がい児に対する支援の充実

- ◇乳幼児期の障がいのある子どもへの支援
- ◇障がいのある児童・生徒への支援
- ◇児童福祉施設における療育支援の充実

〔3〕スポーツ、レクリエーション及び文化・芸術活動の推進

- ◇スポーツ・レクリエーション及び文化・芸術活動のための基盤の充実
- ◇スポーツ・レクリエーション及び文化・芸術活動の推進
- ◇障がい者団体やスポーツ・レクリエーション及び文化施設等への活動支援

〔4〕生涯学習の推進

- ◇学習に関する情報提供の充実
- ◇学習や交流機会の充実

(本編45～48頁)

推進施策6 安全・安心に暮らせる生活環境の推進

- ◆障がいの有無に関係なく、住民が地域で安全・安心に暮らしていけるように、交通安全や防災・防犯などの面での配慮のほか、ユニバーサルデザインやバリアフリーによる生活空間づくりが重要です。そのため、建物、移動、情報、制度、慣行、心理などハード・ソフト両面にわたる社会のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化に努めます。

〔1〕住まいや建物・歩行空間等の環境の向上

- ◇バリアフリー住宅整備の推進
- ◇公共施設等のバリアフリー化の促進

〔2〕移動しやすい環境の整備

- ◇公共交通機関等における合理的配慮への理解促進
- ◇安全・安心して通行できる歩行環境の整備・充実
- ◇外出支援サービスの充実

〔3〕防災、防犯対策の推進

- ◇防災（減災）に関する啓発の推進
- ◇災害発生時の避難支援体制の充実
- ◇関係機関と連携した防犯対策の推進

〔4〕消費者被害の防止

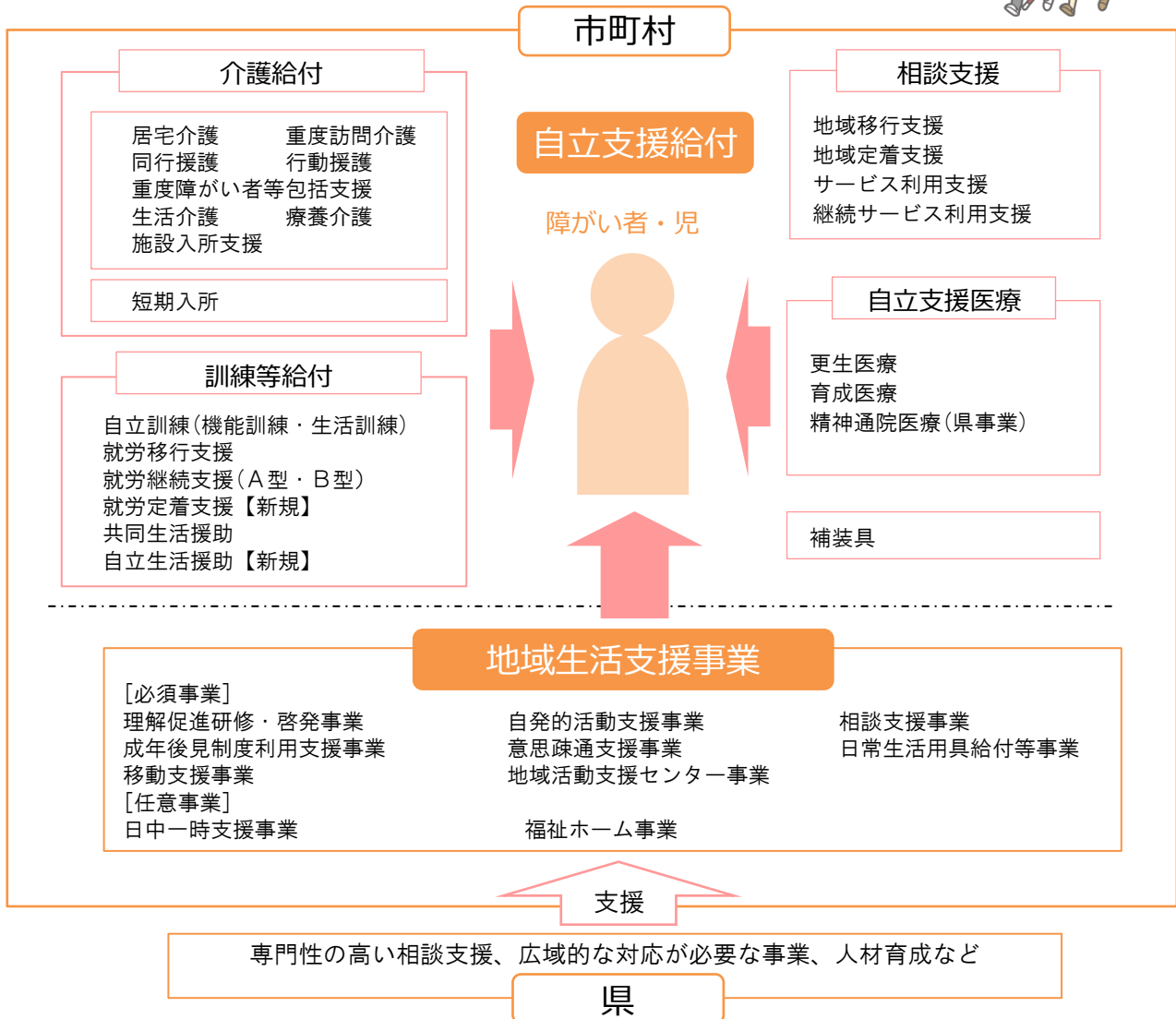
- ◇消費者被害防止のための啓発の推進
- ◇消費生活相談窓口の周知

(本編49～51頁)

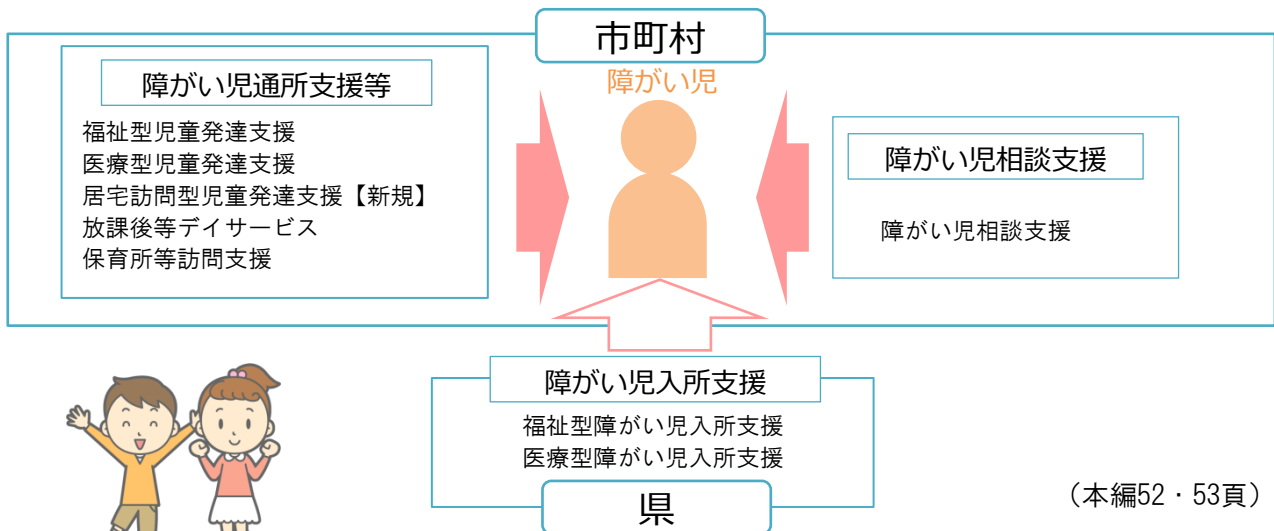
障がい福祉計画



● 障害者総合支援法に基づくサービスの体系 ●



● 児童福祉法に基づくサービスの体系 ●



(本編52・53頁)

● ● 2020年度における成果目標の設定 ● ●

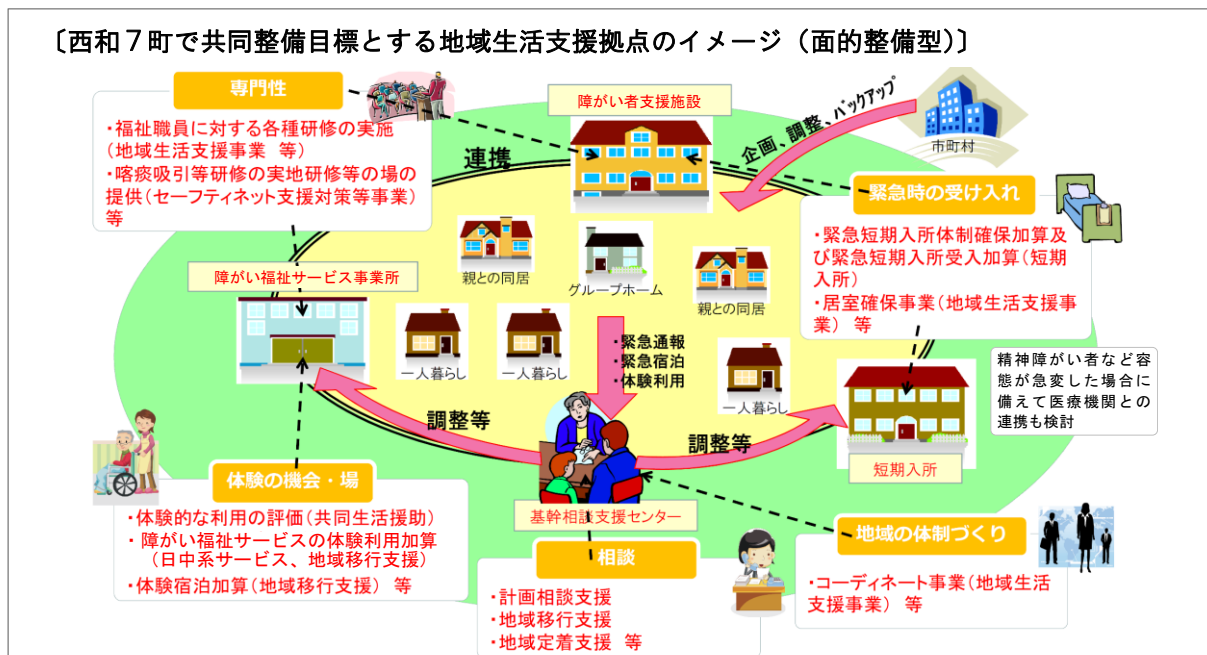
〔障がい福祉計画の成果目標〕

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

- 2020年度末までに地域生活に移行する人数を2人、施設入所者を1人減らすという目標を設定します。

(2) 地域生活支援拠点等の整備

- 西和7町障害者等支援協議会においても、継続的に議論を重ねながら、2020年度末までに圏域での整備をめざします。



(3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置について、2020年度末までの設置をめざし、単独での町設置にこだわらず、圏域における設置等も含めた検討を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行促進

① 一般就労移行者数

- 2020年度における一般就労移行者の目標数値を1人以上とします。

② 就労移行支援事業利用者数の増加

- 2020年度における目標数値を1人（25%）増の5人とします。

③ 就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加

- 町内に当該事業所がなく、今後の整備予定がないため目標設定は行いません。

④ 就労定着支援事業の利用者数

- 本町では、2019年度末（平成31年度末）・2020年度末とも1人を目標として設定します。



【障がい児福祉計画の成果目標】

(1) 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

- 町単独では資源が不足し整備が難しいため、圏域での設置も含めた検討を行います。

(2) 医療的ニーズへの対応

- 2020年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を1事業所、圏域での共同設置をめざします。
- 医療的ケア児支援のための協議の場については、適宜本町と関係機関との連絡・協議の機会を設けることで対応します。

(本編62頁)

●●地域生活支援事業の見込み●●

サービス名	内容	目標値(月間) (2020年度末)
理解促進研修・啓発事業	障がいのある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。	実施
自発的活動支援事業	障がいのある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など)を支援します。	実施
【相談支援事業】		
障がい者相談支援事業	障がいがある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。	3か所
基幹相談支援センター		設置予定無
基幹相談支援センター等機能強化事業		実施予定無
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用し、または利用しようとする知的障がいのある方または精神障がいのある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。	1人
【意思疎通支援事業】		
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。	12件
手話通訳者設置事業		検討
手話奉仕員養成研修事業		養成講座実施
日常生活用具給付等事業	補装具以外で、日常生活を便利にする用具の給付などを行います。 (介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具、居宅生活動作補助用具(住宅改修費))	858件/年
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出のための支援を行います。	60人 (延べ)482時間
地域活動支援センター事業	創作活動または生産活動などの機会を提供し、地域生活の支援を行います。	1か所 9人
日中一時支援事業	日中における活動の場の確保により、介護者の就労支援や家族の一時的な休息などの支援を行います。	32人日
福祉ホーム事業	現に住居を求めている障がい者に対し、低額な料金で居室、その他の設備や日常生活に必要なサービスを提供する施設です。	1人日

(本編77～85頁)

● ● 障がい（児）福祉サービスの種類と提供事業所数 ● ●

(2017年(平成29年)12月1日現在) (単位：か所)

	サービス名	内容	町内	圏域内	奈良県内
障がい福祉サービス	居宅介護 (本編64・65頁)	障がい者の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行います。	7	39	428
	重度訪問介護 (本編64・65頁)	重度の肢体不自由者で常時介助を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか外出時における移動中の介護を行います。	7	38	420
	同行援護 (本編64・65頁)	重度の視覚障がい者(児)に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。	5	17	207
	行動援護 (本編64・65頁)	知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。	3	12	162
	重度障がい者等包括支援 (本編64・65頁)	障がい支援区分6（児童については区分3相当）で意思の疎通に著しい困難をとまなう人に対して、居宅介護などの複数サービスを包括的にを行います。	0	0	0
	生活介護 (本編66～68頁)	常時介護が必要であり、障がい支援区分3以上である人及び50歳以上で障がい支援区分が2以上である人に対して、日中に入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	5	15	183
	自立訓練（機能訓練） (本編66～68頁)	生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるように一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	0	0	1
	自立訓練（生活訓練） (本編66～68頁)		0	0	17
	就労移行支援 (本編66～68頁)	一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の人を対象に一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。	0	2	37
	就労継続支援（A型） (本編66～68頁)	就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	0	0	39
	就労継続支援（B型） (本編66～68頁)	企業などや就労継続支援A型での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。	3	10	126
	療養介護 (本編66～68頁)	病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、①障がい支援区分6で、気管切開をとまなう人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障がい支援区分5以上の筋ジストロフィー患者または重症心身障がいのある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。	0	0	5
	就労定着支援 (本編66～68頁)	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている障がい者を対象に、企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。	2018年(平成30年)4月新設のため現在設置なし		
	短期入所 (ショートステイ) (福祉型・医療型) (本編69頁)	居宅で介護する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 障がい者支援施設等において実施する「福祉型」と病院や診療所、介護老人保健施設において実施する「医療型」があります。	1	4	97

(単位：か所)

	サービス名	内容	町内	圏域内	奈良県内
障がい福祉サービス	共同生活援助 (グループホーム) (本編70・71頁)	共同生活援助(グループホーム)とは、就労し、または就労継続支援などの日中活動を利用している身体障がい・知的障がい・精神障がいのある人で、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域における自立した日常生活に向けて介護や支援を行います。	3	13	91
	施設入所支援 (本編70・71頁)	自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人または生活介護の対象者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	1	2	32
	自立生活援助 (本編70・71頁)	障がい者支援施設やグループホーム等を利用し、ひとり暮らしを希望する障がい者を対象に、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事や洗濯、掃除などの日常生活のほか、体調管理や通院の状況、地域住民との関係などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。	2018年(平成30年)4月新設のため現在設置なし		
	計画相談支援 (本編72・73頁)	町が指定する特定相談支援事業者が介護給付費等の支給決定等について、サービス等利用計画案を作成します。町はこの計画案を勘案し支給決定を行います。また、支給決定後においては、指定特定相談支援事業者が、少なくとも年1回は継続サービス利用支援(モニタリング)を行いサービスが適切かを検討します。	8	32	196
	地域移行支援 (本編72・73頁)	障がい者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がいのある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。	3	8	61
	地域定着支援 (本編72・73頁)	居宅で一人暮らしをしている障がい者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。	3	8	59
障がい児福祉サービス	児童発達支援 (本編74～76頁)	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	3	11	103
	医療型児童発達支援 (本編74～76頁)	就学前の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療も行います。	0	0	1
	放課後等デイサービス (本編74～76頁)	就学児を対象に、学校終了後または休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。	6	16	176
	保育所等訪問支援 (本編74～76頁)	保育所や小学校などにおける児童に対する支援を通じ、児童が集団生活に適應できるようにすることを目的に、療育経験のある専門職員がニーズに応じて保育所や小学校などを訪問し支援を行います。	0	1	12
	障がい児相談支援 (本編74～76頁)	障がい児が障がい児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し(障がい児支援利用援助)、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う(継続障がい児支援利用援助)等の支援を行います。	6	23	86
	居宅訪問型児童発達支援 (本編74～76頁)	重症心身障がい児などの重度の障がいがあり、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。	2018年(平成30年)4月新設のため現在設置なし		



計画の推進体制



● ● 計画の推進体制 ● ●

〔庁内における計画の推進体制〕

本計画を着実に実施していくために、他の部門別計画などとの整合性を図るとともに、庁内関係部局との連携を深め、計画の総合的な推進を図ります。

〔西和7町間の連携〕

西和7町障害者等支援協議会は、2007年(平成19年)4月に「西和7町自立支援協議会」として発足し、西和7町(三郷町、平群町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町)の行政機関及び地域の障がい者団体、障がい者施設、障がい福祉サービス事業所等が共同して運営しています。

本町は今後も、西和7町障害者等支援協議会と連携を図り、障がいのある人もない人も誰もが暮らしやすいまちづくりを推進していきます。

〔関係団体、住民との協力体制〕

障がい者団体やボランティア・事業所・町社会福祉協議会などの関係団体及び地域住民との連携を進め、各種事業の推進を図ります。

〔国・県との連携強化〕

計画の推進にあたっては、今後の障がい者施策を取り巻く制度改正なども重要となることから、国・県と連携し、状況の変化を踏まえて施策の展開を図っていきます。

また、障がい福祉サービスにかかる人材の育成などについては、国、県、その他の関係機関が実施する各種研修会や講座などの情報を収集・発信し、福祉人材の育成に努めます。

● ● 計画の推進管理及び評価 ● ●

計画の推進においては、PDCAサイクルのプロセスを念頭に、障がい者の生活に必要な各種サービス等の提供の確保及び目標の達成に向けて、障がいのある人やその家族、関係団体との意見交換により定期的な計画の進捗状況の把握など、評価と改善を積み重ね、計画の着実な推進に努めます。

また、本計画の目標を達成するため、関係機関や広域によるネットワークの構築などの機能を有した西和7町障害者等支援協議会において、西和地域としての課題の共有化を行い、課題解決に向けた情報交換・研究・評価・改善などに努めます。

※本編は、福祉課で閲覧できます。また、町のホームページ (<http://www.town.kanmaki.nara.jp/>) に一定の期間を設けて掲載しています。

上牧町障がい者計画及び第5期障がい福祉計画
〔概要版〕

編集 上牧町 福祉課
〒639-0293 奈良県北葛城郡上牧町上牧3350
電話：0745-76-1001(代)
FAX：0745-76-1196(福祉課内)